

(様式 2)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 5 年度 |
| 計画主体 | 磐田市 |

磐田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 磐田市経済産業部農林水産課
所在地 静岡県磐田市国府台 3 番地 1
電話番号 0538-37-4813
F A X 番号 0538-36-1184
メールアドレス norin@city.iwata.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|----------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、カラス、ハクビシン |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度 |
| 対象地域 | 磐田市内 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

| 鳥獣の種類 | 品 目 | 被害の現状 | | |
|-------|---------|--------|--------|---------|
| | | 被害数値 | | |
| | | 面積 (a) | 量 (kg) | 金額 (千円) |
| イノシシ | 水稻 | 20 | 819 | 173 |
| | 野菜 | - | - | - |
| | 果樹 | - | - | - |
| | いも類 | - | - | - |
| | 工芸作物（茶） | - | - | - |
| | 合 計 | 20 | 819 | 173 |
| カラス | 水稻 | - | - | - |
| | 野菜 | - | - | - |
| | 果樹 | - | - | - |
| | 工芸作物（茶） | - | - | - |
| | 合 計 | - | - | - |
| ハクビシン | 野菜 | - | - | - |
| | 果樹 | - | - | - |
| | 合 計 | - | - | - |

(2) 被害の傾向

①イノシシ

山間地の集落では以前から発生していたが、近年では、里山やその周辺農地にもイノシシが出没するようになり、被害が発生している。また、集落内、宅地敷地内への侵入も頻発するようになり、周辺住民への人的被害の発生が懸念される。出没地域は、里山と接する豊岡地区北部が主であるが、大藤・向笠地区でもイノシシが出没し、さらに岩田地区でも目撃情報があり、生息区域の拡大が問題となっている。被害は、水稻や野菜、果樹類（柿等）、イモ類の農作物が主となっており、年間を通して発生している。工芸作物（茶）の被害報告も発生した。

②カラス

水稻や野菜、果樹における数値の報告はないが、被害の報告を受けている。また、シラス加工場付近での、水産物への被害報告を受けている。

農作物の食害以外に、ゴミ捨て場を荒らしたり、鳴き声による公害及び糞害、車の部品の破損など、市民生活への害を引き起こしたりしている。

また、ゴルフ場で利用客の荷物を持ち去るなど、営業上の被害も出ている。カラス対策について、自治会、住民、企業から強い要望がある。

③ハクビシン

山間部以外の市内全域に及ぶ。農地に出没し、農作物の食害を引き起こしており、野菜・果樹において被害報告がある。また、住宅屋根裏等に住み着き、そこを拠点にして周辺農地に食害被害を発生させており、人間の居住空間にまで侵入している。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和4年度） | 目標値（令和8年度） |
|-------|------------------------|------------------------|
| イノシシ | 被害金額 173千円 被害面積 20a | 被害金額 150千円 被害面積 18a |
| カラス | 被害金額 0千円 被害面積 0a | 被害金額 0千円 被害面積 0a |
| ハクビシン | 被害金額 0千円 被害面積 0a | 被害金額 0千円 被害面積 0a |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|--|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・西部猟友会磐田分会各支部へ被害防止目的の捕獲業務を委託している。 ・捕獲機材を購入し、猟友会へ貸し出している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化や後継者不足による会員数の減少のため、捕獲業務に支障をきたす恐れがある。 ・被害、目撃範囲の拡大により、捕獲依頼が増え、早急な対応を求められ、捕獲従事者の負担となっている。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・自己の農地へ電気柵等の防護設備を導入する経費の2分の1を上限10万円とし、補助金を交付している。認定農業者が上記の設備を導入した場合には、上限15万円としている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業者にとっては、導入費用や作業の手間が負担となり、設置が進まない。 ・防護設備未導入の農地が残る。 |
| 生息環境管理その他の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業者向けの鳥獣被害防止対策研修会を開催している。 | |

(5) 今後の取組方針

イノシシの被害は、令和4年度で173千円、20aとなっている。イノシシの被害軽減目標は、豊岡地区での被害防除、捕獲の取組を重点的に行うことにより、令和4年度から約10%減の150千円、18aとする。

カラスの被害は、令和4年度での報告はされなかった。カラスの被害軽減目標は、捕獲数を維持することにより、令和4年度と同じく0千円、0aとする。

ハクビシンの被害は、令和4年度で0千円、0aとなっている。ハクビシンの被害軽減目標は、市内全域での被害防除、捕獲の取組を行うことにより、令和4年度と同じく0千円、0aとする。

1. 被害防除の啓発活動の推進

- ・ 寄せ餌となる農作物残さや生活ごみ等の適正な処理による被害拡大の防止の啓発活動の推進
- ・ 被害申出者に対する被害農地の侵入防止対策の指導、農作物被害防止対策事業費補助金の活用促進
- ・ 耕作放棄地解消に関する啓発の実施
- ・ 鳥獣被害防止対策の研修会の開催

2. 捕獲の推進

- ・ 狩猟免許の新規取得者増加のための広報活動（狩猟免許試験等の案内）を行う。
- ・ 銃猟に比べ安全で免許取得が簡易なわなの普及を行い、被害防止目的の捕獲数の増加を目指す。

3. その他

- ・ 静岡県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）のモニタリング結果と猟友会、農林業従事者からの聞き取りによるイノシシの分布、行動範囲の把握を行う。
- ・ 農林業従事者への聞き取りによる鳥獣被害の実態把握を行い、今後の被害対策に役立てる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ イノシシ、カラスについては、西部猟友会磐田分会各支部へ被害防止目的の捕獲業務の委託を行う。
- ・ イノシシについては、捕獲機材を猟友会へ貸し出し、捕獲数の増加を図る。
- ・ ハクビシンについては、西部猟友会磐田分会の猟友会員に捕獲を依頼するか、農業者等に捕獲許可を出して、捕獲を行う。
- ・ 捕獲体制の強化のため、「鳥獣被害対策実施隊」の設置についても検討していく。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|----------------------|---|
| 令和6年度 | イノシシ カラス ハクビシン | <ul style="list-style-type: none"> ・被害発生地域の住民へ鳥獣被害防止対策の啓発を行い、発見時には、市担当課へ速やかに通報する体制の構築を目指す。 ・情報を集約し、発生地区を猟友会に情報提供することにより効果的な捕獲を図る。 ・捕獲機材を増やすことにより、捕獲頭数の増加を図る。 |
| 令和7年度 | イノシシ カラス ハクビシン | 同上 |
| 令和8年度 | イノシシ カラス ハクビシン | 同上 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|
| 静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。 | | | | |
| ※捕獲実績 | | | | |
| 対象鳥獣(単位) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| イノシシ(頭) | 163 | 127 | 23 | 35 |
| カラス(羽) | 605 | 323 | 296 | 236 |
| ハクビシン(頭) | 4 | 9 | 4 | 1 |
| <p>捕獲隊等を編成せず、被害発生の都度、西部猟友会磐田分会の支部に依頼することにより被害防止目的の捕獲を行う。</p> <p>イノシシについては、年々被害場所が南下し、生息域が拡大していると考えられ、農地に餌を求める個体が増加する傾向にある。令和4年度の捕獲数は35頭だが、豚熱による捕獲数減少から徐々に回復していることもあり、捕獲機材を増やすことにより、捕獲頭数の増加を図り、令和6年度を100頭とし、3年間維持する計画とする。</p> <p>カラスについては、令和4年度末の捕獲数が236羽のため、令和6年度からは300羽を3年間維持する計画とする。</p> <p>ハクビシンについては、先ず電気柵等の侵入防止柵の設置拡大を進めていくが、必要な場合に被害防止目的の捕獲を実施する。捕獲計画数は年10頭とする。</p> | | | | |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|----------|--------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| イノシシ（頭） | 100 | 100 | 100 |
| カラス（羽） | 300 | 300 | 300 |
| ハクビシン（頭） | 10 | 10 | 10 |

| 捕獲等の取組内容 |
|--|
| 実施時期：銃 毎年度4月1日～3月31日 わな 毎年度4月1日～3月31日 |
| 実施場所：磐田市内 |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
| 実施隊を組織していないため、ライフル銃は使用しない。 |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|--------|
| 磐田市内 | 権限委譲済み |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|----------------------|---|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| イノシシ カラス ハクビシン | 市単独事業の鳥獣被害防止対策事業費補助金にて、農地や森林の所有者が電気柵や防鳥ネット等の防護設備を設置する場合に補助金を交付する。 | 同左 | 同左 |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|----------------------|---|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| イノシシ カラス ハクビシン | 農業者向けの鳥獣被害防止対策研修会にて、侵入防止策の設置や管理についての知識の普及を行う。 | 同左 | 同左 |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

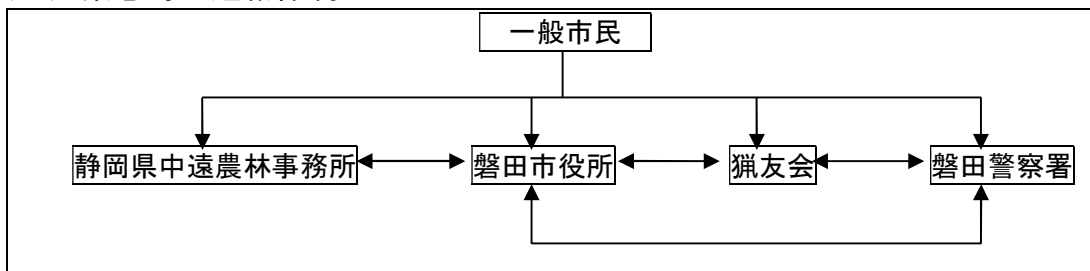
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|----------------------|---|
| 令和6年度 | イノシシ カラス ハクビシン | ・市民向けに森林整備や放任果樹の除去等の被害防止に関する知識を周知する。 ・農業委員会報を通じて、農業者へ電気柵等の適切な管理について啓発する。 |
| 令和7年度 | 同上 | 同上 |
| 令和8年度 | 同上 | 同上 |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|-------------|---|
| 磐田市役所 | 状況に応じて同報無線等により市民へ周知するとともに、県及び警察、猟友会と連携した対応を図る |
| 静岡県中遠農林事務所 | 市と連携した対応を図る |
| 西部猟友会磐田分会 | 市と連携した対応を図る |
| 磐田警察署 生活安全課 | 市と連携した対応を図る |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は速やかな埋設処分を基本とするが、自己責任において自家食用としての活用も可能とする。また、学術研究または関係法令を遵守し、静岡県の「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」等を参考とした上で利活用する場合はこの限りではない。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------------------------------------|--|
| 食品 | 当市において食品としての利用が期待されるイノシシについては、自家消費による利用を中心とする。 |
| ペットフード | 現状では、取り組む予定はない。 |
| 皮革 | 現状では、取り組む予定はない。 |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | 現状では、取り組む予定はない。 |

(2) 処理加工施設の取組

現状施設整備の予定はないが、処理加工施設整備の要望があった場合は関係機関と協議し、検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状では、取り組む予定はないが、捕獲従事者等から要望があった場合は関係機関と協議し、検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 磐田市鳥獣被害防止対策協議会 |
|--------------|----------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 静岡県西部猟友会磐田分会 | 被害防止目的の捕獲の実施及び協力 |
| 遠州中央農業協同組合 | 鳥獣被害防止に関する情報提供・助言・指導 |
| 鳥獣被害地区農業者 | 鳥獣被害状況に関する情報提供・助言・指導 |
| 鳥獣被害地区住民代表 | 鳥獣被害状況に関する情報提供・助言・指導 |

| | |
|---------------|------------------------|
| 静岡県鳥獣保護管理員 | 鳥獣の保護・管理と有害鳥獣に関する助言・指導 |
| 静岡県中遠農林事務所 | 鳥獣被害防止に関する情報提供・助言・指導 |
| 磐田市経済産業部農林水産課 | 協議会の運営・提言 |
| 磐田市環境水道部環境課 | 協議会の運営・提言 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|-------------|----------------------|
| 磐田警察署 生活安全課 | 鳥獣被害防止に関する情報提供・助言、指導 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|--|
| <p>捕獲活動を業務とする実施隊の設置を考えているが、捕獲体制、業務の内容・範囲等の問題があり、具体的な規模や構成が決まっていないが、引き続き実施隊設置について検討していく。</p> <p>また、被害防除の普及活動を業務内容とすることも併せて検討していく。</p> |
|--|

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣の習性や関連法規、被害防止対策に関する講習・説明会の開催 ・ 食物残さ等の餌となるものについての管理方法の指導 |
|--|

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 中遠地域鳥獣害対策連絡会に参加し、中遠地域の市町、農協、猟友会と連絡を取り、広域での対策を検討する。 ・ 捕獲対策等に関して国や県と情報交換を図っていく。 ・ 食品としての利用等に係る人材育成を図るため、国及び静岡県等の取組内容を参考に、必要に応じて実施する。 ・ 住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急的に行う必要がある事態が発生した場合には、県、警察その他関係機関と密接に連携し、適切に対処する。 ・ 電気柵による感電等の事故を防止するために、安全確保のための正しい知識の普及や注意喚起を行う。 ・ 被害防止目的の捕獲を実施する場合は、住民に広く周知し、生命・身体に対する危害の発生防止に努める。また、捕獲従事者の事故防止のための正しい知識の周知に努める。 |
|---|